

# 狩猟免許試験のご案内

近年増加しているイノシシ被害につきましては、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、様々な取組みを総合的に実施し、対応していくことが求められているところですが、イノシシ等の野生鳥獣は基本的には、捕獲する事が禁じられています。

しかしながら、例外として狩猟のほか、鳥獣被害防止等を目的とした捕獲であれば市の許可を受けることにより可能となります。

捕獲する際「箱わな」・「くくりわな」を使用する場合は、狩猟免許が必要となります。

今回、「狩猟免許試験」及び「予備講習」の案内が栃木県猟友会から届きましたので皆様にお知らせいたします。



※ なお、**免許取得に要する経費に対して、栃木市から補助金が交付されますので、詳しくは最後のページをご覧ください。** 大平 産業振興課 電話43-9213

## 平成27年度狩猟免許試験について（抜粋）

### 1 日時、場所及び受付期間

日 時	場 所	狩猟免許の種類	申請書受付期間
7月26日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	わな・第一種	7月6日(月) ～ 7月16日(木)
	栃木県 那須庁舎		
	栃木県 安蘇庁舎		
8月23日(日) 午前9時30分から	日光市中央公民館	わな・第一種	8月3日(月) ～ 8月13日(木)
	清原工業団地管理センター	網・わな・ 第一種・第二種	
10月25日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	わな・第一種	10月5日(月) ～ 10月15日(木)
	栃木県 那須庁舎		
	栃木県 下都賀庁舎		
12月9日(水) 午前9時30分から	栗野コミュニティセンター	わな・第一種	11月19日(木) ～ 11月27日(金)
	栃木県 塩谷庁舎		

### 2 試験の内容

- ① 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令・知識、その他）
- ② 適性試験（視力・聴力・運動能力）
- ③ 技能試験（猟具の判別・取扱い、その他）

### 3 受験資格

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする方。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、狩猟免許試験を受けることができません。

- ① 狩猟免許試験当日に20歳に満たない方
- ② 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている方
- ③ 麻薬、大麻、アヘン又は覚せい剤の中毒者等
- ④ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方（③に該当する方を除く）
- ⑤ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- ⑥ 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない方

### 4 受験手続

#### ① 提出書類

狩猟免許申請書	試験手数料として申請書の所定欄に次の金額の栃木県収入証紙を貼付して下さい。 (ア) 他の種類の狩猟免許を受けている方（一部免除者） 3,900円 (イ) (ア)以外の方 <b>5,200円</b>
写真1枚	申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの ※裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください
住民票の写し	市町村で発行したもので複写、コピーは不可
銃の所持許可証の写し	※ 現在、銃の所持許可を受けている方のみ
医師の診断書	※ 銃の所持許可を受けていない方のみ (該当者のみ) 3の②～④のいずれにも該当しないことを証明する医師の診断書（申請日前3ヶ月以内のもの） ●統合失調症 ●そううつ病 ●てんかん ●麻薬大麻アヘンその他の中毒者等

### 5 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する下記事務所へ直接申請してください。

事務所名	所在地・電話番号	管轄区域
県南環境森林事務所 環境企画課	〒327-8503 佐野市堀米町607 県安蘇庁舎内 Tel.0283-23-1441	足利市、 <b>栃木市</b> 、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町

### 6 その他

- ① **狩猟免許申請用紙は、猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求して下さい。**  
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封下さい。

**※申請用紙は栃木県のホームページからもダウンロードできます。**

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/syuryou1.html>

- ② この狩猟免許試験に合格し狩猟免許を受けた者でなければ狩猟者登録は受けられません。
- ③ この狩猟免許試験についての問い合わせ先（上記事務所でも可能です）

**※栃木県環境森林部自然環境課 自然保護担当 Tel.028-623-3261**

〒321-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県庁内

**※一般社団法人栃木県猟友会 Tel:028-611-1526 FAX:028-611-1675**

〒320-0051 宇都宮市上戸祭町 60-1 栃木防災(株)2F

## 【参考】狩猟免許講習会について 抜粋

一般社団法人栃木県猟友会では、狩猟免許試験を受験する方を対象とした講習会を開催しています。

※ この講習は、狩猟免許試験に備えての予備講習で任意に受講するものです。

一般社団法人 栃木県猟友会 〒320-0051 宇都宮市上戸祭町 60-1 TEL028-611-1526

日 時		場 所	免許の種類	申込締切
7月8日(水)	受付 9時00分 開始 9時20分	清原地区市民センター 宇都宮市清原工業団地 15-4	わな・第一種	7月1日(水)
<b>7月10日(金)</b>	"	<b>県安蘇庁舎5階大会議室 佐野市堀米町 607</b>	"	<b>7月3日(金)</b>
7月14日(火)	"	県那須賀庁舎 第一会議室 大田原市中央 1-9-9	"	7月7日(火)
8月5日(水)	"	清原地区市民センター 宇都宮市清原工業団地 15-4	網・わな 第一種・第二種	7月29日(水)
8月12日(水)	"	日光市中央公民館小ホール 日光市平ヶ崎 160	わな・第一種	8月5日(水)
10月7日(水)	"	清原地区市民センター 宇都宮市清原工業団地 15-4	"	9月30日(水)
10月14日(水)	"	県那須賀庁舎 第一会議室 大田原市中央 1-9-9	"	10月7日(水)
11月19日(木)	"	県塩谷庁舎 401 会議室 矢板市鹿島町 20-22	"	11月12日(木)
11月25日(水)	"	栗野コミュニティセンター 鹿沼市栗野 1780	"	11月18日(水)

※網・第二種は8月5日(水) 清原地区市民センターのみの講習となります。

### 1. 受講料について (受講日当日会場にてお支払ください)

第一種銃猟 4,000 円

網、わな、第二種 3,000 円

併願 (例・第一種とわな…4,000 円+1,500 円 第二種とわな…3,000 円+1,500 円)

### 2. 講習会当日の注意事項

- ① 受 付 午前9時～9時15分
- ② 講習時間 午前9時20分～午後5時頃まで (ただし、網・わなについては多少早く終了します)
- ③ 当日は運動靴等の履物で受講してください (サンダル等は不可)
- ④ 昼食はご持参ください。

### 3. 免許の種類と使用できる猟具

- ① 第一種・・・第一種猟銃免許 (散弾銃・ライフル銃・空気銃)
- ② 第二種・・・第二種猟銃免許 (空気銃・圧縮ガス銃)
- ③ 網・・・網猟 (むそう網・つき網等)
- ④ わな・・・わな猟免許 (くくりわな・はこわな等)



### 4. 問い合わせ先と申請場所

あなたの住所	担当支部
足利市、 <b>栃木市</b> 、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町	〒327-8503 佐野市堀米町 607 県安蘇庁舎 県南環境森林事務所内 <b>栃木県猟友会 安蘇支部 TEL0283-23-5185 (担当：藤沼)</b>

## 栃木市わな猟免許取得・

### 更新支援事業補助金制度について

わな猟免許を取得・更新する場合に、栃木市から補助金を交付します。

申請要件、補助金額等については以下のとおりです。

補助対象事業	わな猟免許取得・更新支援事業
交付の対象者	下記の①から③の全てに当てはまる者 ① 市内に住所を有する方 ② わな猟免許を新たに取得し、又は更新しようとする方 ③ 市税の滞納がない方
免許取得の補助対象となる必要経費	イ 試験の手数料（栃木県収入証紙代） ロ 医師の診断書作成料 ハ 栃木県猟友会の事前講習会の受講料 ※ 請求時にはイ～ハの領収書の写しが必要になります。
免許更新の補助対象となる必要経費	イ 更新手数料（栃木県収入証紙代） ロ 医師の診断書作成料 ※ 請求時にはイ、ロの領収書の写しが必要になります。
補助金額	<b>取得：イ～ハの合計額、更新：イ、ロの合計額</b>
申請期限	免許を取得・更新する日の10日前まで
申請に必要なもの	(1) 補助金等交付申請書（市所定の様式）
請求に必要なもの	(1) 補助金等交付請求書（市所定の様式） (2) 補助金等交付決定通知書（市発行のもの）の写し (3) わな猟狩猟免許状の写し (4) 試験（更新）手数料の県収入証紙の領収書の写し (5) 医師の診断書作成料の領収書の写し (6) 事前講習会受講料の領収書の写し（※取得者のみ。）
受付開始	補助金の予算額を超えた場合、終了となります。
申請方法	上記要件に該当する方で補助金を希望する場合は、免許を取得・更新する <b>10日前まで</b> に、所定の交付申請書様式に記入の上、下記まで提出してください。 詳しくは問合せ先にご相談ください。
申請先 （問合せ先）	農林課 農林整備担当 獣害対策チーム 又は、各総合支所産業振興課まで ・本庁農林課農林整備担当 電話 0282(21)2289 ・ <b>大平総合支所産業振興課 電話 0282(43)9213</b>

※ 免許取得後、実際に狩猟を行うためには、県の狩猟登録（有料）、狩猟税、保険加入等の費用が別途必要になります。詳細は栃木県県南環境森林事務所（☎ 0283-23-1441）へお願いします。  
また、事前講習会の申込は地元の猟友会へお願いします。

※ **補助金交付申請対象者となる方は、わな猟狩猟試験に合格し、わな猟狩猟免許状を所持する方のみです。** 補助金交付は口座振込となります。